

少子化対策に関する提言

少子化対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 子ども・子育て支援新制度について

- (1) 子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づきサービスの質・量の改善に向けた総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、1兆円超の財源を確実に確保すること。

また、新制度について適切な情報提供を行うとともに、引き続き都市自治体と丁寧な協議を行い、その意見を的確に反映して制度の充実・改善を図ること。

- (2) 新制度への移行を引き続き促進し、教育・保育の場を計画的に整備できるよう、施設整備費や運営費について十分な財政措置を講じるとともに、移行及び実施に伴う都市自治体及び事業者の事務負担の軽減を図ること。

- (3) 公定価格について、すべての施設が安定的に運営できるよう、また、都市自治体や利用者の負担増を招かないよう、地域の実態を十分に踏まえ、適切に設定すること。

また、地域区分について、地域の実情に即したものとなるよう見直すこと。なお、早急な見直しが困難な場合は、都市自治体の意見を十分に踏まえた特例措置を設けること。

- (4) 利用者負担について、地域の実態を十分に踏まえ、適切に設定すること。

特に、多子世帯の保護者負担の軽減を図るため、適用範囲の拡大等の一層の支援措置を講じること。

- (5) 幼児教育・保育の無償化の具体化に当たっては、現場を預かる都市自治体と十分な協議を行うとともに、必要な地方財源を確実に確保すること。

- (6) 多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、子どものための教育・保育給付費負担金等について地域の実情に即した十分な財政措置を講じるとともに、特別な配慮を要する子どもに対する保育士の加配等、地域の実情に応じた子育て支援施策を安定的に実施できるよう財政措置の拡充を図ること。

- (7) 子ども・子育て支援交付金について、都市自治体が地域の実情に即した支援施策を実施できるよう、対象事業や補助基準額の拡充を図ること。

- (8) 保育士の確保及び更なる処遇改善を図るため、公定価格における処遇改善等加

算について、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

また、保育士の勤務条件の緩和や勤務形態の見直しなど、人材確保に向けた環境整備を図ること。

(9) 新制度において保育の必要性の認定事由とされた「求職活動」について、公的に証明する仕組みの構築を図ること。

(10) 保育給付に係る「支給認定証」の記載事項について精査し、見直しを図ること。

(11) 多様化する保護者の就労形態に対応できるよう、保育時間の区分の見直しを検討すること。

(12) 長時間の預かり保育を行う幼稚園に対する国庫補助事業について、地域の実情に応じた活用が図られるよう要件を緩和するとともに、十分な財政措置を講じること。

(13) 児童手当について

① 支給に係る都市自治体の負担軽減を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

② 特別徴収について、真に実効性のある制度とすること。

③ 資格認定の在り方について、見直しも含めて検討すること。

④ 財源について、都市自治体が地域の実情に応じて活用できるよう検討すること。

(14) 在宅で子育てを行っている保護者に対する支援措置を講じること。

(15) 「放課後児童健全育成事業」について

① 質の改善や量の拡大に対応できるよう、施設整備・運営に係る財政措置の拡充を図ること。

② 地域の実態に対応した運営が可能となるよう、実施要綱で定める児童数の要件及び交付要綱で定める補助基準額等を見直すとともに、障害児受入強化推進事業等について更なる充実を図ること。

③ 所得に応じた利用者負担制度を設けるとともに、利用料の減免等を行った場合の財政措置を講じること。

④ 放課後児童支援員を確保するため、処遇改善を図るとともに、資格取得に必要な基準を緩和し、研修を受講しやすい環境を整備するなど、必要な措置を講じること。

⑤ 放課後児童クラブ送迎支援事業について、対象経費の範囲を拡充すること。

(16) 妊婦健康診査の公費負担について、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減

を図るため、十分な財政措置等を講じること。

2. 安心して、結婚、妊娠・出産、子育てができる社会の構築について

- (1) 少子化の大きな要因である未婚化・晩婚化・晩産化に対応するため、結婚・妊娠・出産・子育ての「切れ目ない支援」に取り組む都市自治体に対し、財政支援の充実を図るとともに、地域少子化対策重点推進交付金について、地域の実態を十分に踏まえ、対象事業の拡充を図るなど、一層の財政措置を講じること。
- (2) 子育て世代包括支援センターの設置について、財政措置を拡充すること。
- (3) 産後ケア事業について、利用料徴収規定を見直すとともに、都市自治体独自の支援事業も財政措置の対象とすること。

3. 保育対策について

- (1) 保育所待機児童の解消や耐震化を含む保育所施設整備等のため、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図るなど、必要な措置を講じること。
また、「子育て安心プラン」に基づき、待機児童解消に向けた取組を一層推進するため、十分な財源を確実に確保するとともに、更なる支援策の拡充を図ること。
- (2) 多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、児童福祉施設最低基準の適切な見直しを行うこと。
- (3) 保育所等整備交付金等について、必要な財源を確保して十分な財政措置を速やかに講じるとともに、対象事業の拡充を図ること。
また、早期に事業着手できるよう交付決定手続きを迅速化すること。
- (4) 保育施設等において、医療的ケア児や発達障害児等を受け入れるため、保育従事者の専門研修の受講や保育室の環境整備等に対する財政措置を講じること。
また、発達支援体制を整備するため、専門支援員の育成・配置に対し、財政措置を含む支援策を講じること。
- (5) 認定こども園の施設整備に対する財政支援について、国の所管を一本化すること。
- (6) 保育所等における食物アレルギーや感染症等への対応の強化に向け、調理員等の配置基準を見直すとともに、必要な財政措置を講じること。
- (7) 学童保育施設や放課後児童クラブについて、学校施設等の既存公共建築物に複合化する場合、建築基準法上の用途変更を不要とする等、手続きを簡素化・迅速

化するための措置を講じること。

(8) 既設の事業所内保育所について、設置基準の充足による企業主導型保育事業への切替えを可能とすること。または、同事業と同様の財政支援を実施すること。

(9) 待機児童の解消のため、育児休業取得を推進する雇用主への財政支援等、実効ある支援策を講じること。

4. 民間児童館等について、地域の実情に応じた運営が可能となるよう、十分な財政措置を講じること。

5. ひとり親家庭への支援施策について

(1) 児童扶養手当について、所得制限限度額を緩和し、一部支給停止措置を見直すとともに、十分な財政措置を講じること。

また、児童扶養手当と公的年金の併給調整について、手続きの簡素化を図ること。

(2) ひとり親家庭に対する就業支援として、母子家庭の母等を雇用する事業主に対する支援の充実を図ること。

(3) ひとり親家庭に対する医療費助成制度を創設すること。

(4) 婚姻歴のない非婚の母子家庭の母及び非婚の父子家庭の父に対しても寡婦（夫）控除を適用すること。

6. 児童虐待防止対策について

(1) 児童家庭相談援助について、地域の実情に応じ、専門職等の人材配置を充実させ、機能強化を図ることにより、児童虐待等に適切に対応するため、財政措置の拡充など、必要な措置を講じること。

また、児童等に対する必要な支援を行うための拠点等を整備するに当たっては、自治体の規模や実情に応じて適切に対応することができるよう、専門職を含めた人員体制の整備や運営に係る十分な財政措置など、必要な支援措置を講じること。

(2) 家庭的養護の推進のため、児童養護施設等の設備運営基準等について適切な見直しを行うとともに、十分な財政措置を講じること。

また、一時保護所の環境改善の推進のための専門職の加配等、財政措置を拡充すること。

(3) 母子生活支援施設について、運営の安定化を図り、母子の自立に向けた適切な

支援に支障を来すことがないように、児童入所施設措置費等国庫負担金における暫定定員設定条件の見直しを行うこと。

7. 子ども医療費に係る全国一律の保障制度の創設について

すべての自治体が単独事業として実施している子どもの医療費助成制度は、我が国の人口減少社会への対策として本来国が行うべきものであることを踏まえ、国の責任において制度化すること。

8. 被災自治体が保育所の大規模修繕等を速やかに実施できるよう、保育所等整備交付金の国庫補助率を嵩上げすること。